

①番号	②資料名	③頁数	④	⑤	⑥	⑦項目名	⑧質問	⑨回答
1	要求水準書	6	第1	7		保険	県で加入する火災保険の種類、補償内容についてご教示ください。	公益財団法人都道府県会館災害共済部の行う建物共済に加入予定です。火災、落雷、破裂又は爆発、風水災・氷害・雪害等の自然災害、車両の飛び込み、航空機の墜落、暴力行為による損害に対して補償されます。また、地震もしくは噴火又はそれらによる津波による損害に対して見舞金が交付されます。補償額や見舞金額の上限である共済責任額は建物の構造により異なります。
2	要求水準書	6	第1	8	(1)	光熱水費の取扱い	当初4か年分は実費精算、その後は実績に基づき定めるとのことですが、提案上は未計上で良いのでしょうか（予定価格に光熱水費は含まれていないと考えて良いのでしょうか）。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書	6	第1	8	(1)	光熱水費の取り扱い	令和13年度以降の光熱水費は県と事業者の協議により定めるとの事ですが、実費精算との違いをご教示願います。協議の結果、実際の費用と乖離があった場合は補填いただけると理解しても問題ないでしょうか。	光熱水費の支払い条件については、事業契約書（案）別紙4をご参照ください。
4	要求水準書	8	第2	1	(3)	コンセプト・整備方針	「酷暑でも利用できる屋内型の施設」とありますが、具体的な屋外温度設定（基準）をご教示ください。	ご提案ください。
5	要求水準書	9	第2	2	(1)	事業用地の概要	「確認申請等における敷地は新川文化ホールと分割する予定であり、詳細は施設配置に応じて協議の上決定する」とありますが、本事業用地だと接道しているのは市道慶野宮津線となります。その接道部分に進入路を設けるという認識でよろしいでしょうか。もしくは新川文化ホール敷地内の道路を私道扱いとして考えてもよろしいでしょうか。	質問No.6の回答をご参照ください。
6	要求水準書	9	第2	2	(1)	事業用地の概要	事業用地の前面道路について、「国道8号」と記載されておりますが、赤線内でのみの確認申請等における敷地分割に限られる場合、南側の市道のみが前面道路の対象と考えられますが、本事業における整備範囲とは別に、赤線外に確認申請等における敷地を設定してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	要求水準書	9	第2	2	(1)	事業用地の概要	確認申請等における敷地の設定にあたり、新川文化ホール敷地との境界線には囲障等の整備は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、境界の明示は必要です。
8	要求水準書	9	第2	2	(1)	事業用地の概要	「角川土手沿いの安全柵の設置については、本事業の範囲内とする」「利用者が敷地東にある角川に誤って近づかぬよう、河川管理者と協議のうえ、注意を促すための柵を設けること」とありますが、安全性を判断する際には、芝生広場も遊び場ととらえた場合、土手沿いをすべて安全柵を設けない限り、安全性の確保が出来たとは言えないと考えられます。またそこまでの工事となると、河川管理者（国交省）基準を満たす柵となる可能性があります。その部分については、県と国交省が事前協議の上、今回工事とは別に頂くか、今回事業に含めるのであれば、範囲や高さを具体的に示したうえで、公平性をもって提示して頂けますようお願い致します。	安全柵は注意喚起が主目的であるため、ポラードとロープを組み合わせるなど簡易な仕様を想定しています。その前提で計画してください。最終的には事業者決定後、具体的な計画をもとに河川管理者と協議の上決定します。なお、角川の河川管理者は県です。
9	要求水準書	10	第1	2	(2)	敷地の地盤状況	設計業務の実施にあたり、必要に応じ追加地盤調査を行うこととした場合、追加調査に必要な調査費については公表予定価格に含まれているとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書	10	第2	2	(4)	敷地周辺インフラ整備状況	本施設の電力契約について、新川文化ホールとは別契約とし、単独で電力引込を行う計画として宜しいですか。	電力会社等とも協議の上定めます。
11	要求水準書	12	第3	1	(1)	⑧気候風土への配慮	「路面凍結に対する安全性を確保すること」という記載について、かならずしも散水設備やロードヒーティングの設置を求めることではないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書	12	第3	1	(1)	⑤環境への配慮	「ZEB Readyの基準相当又はそれ以上」とありますが、基準相当が証明できれば実際にZEB認証の取得は不要と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	要求水準書	12	第3	1	(1)	共通事項 ⑧ 気候風土への配慮	積雪時の融雪設備として、既設の井水利用している融雪用散水栓設備から分岐し、今施設の融雪設備として利用して宜しいですか。	可能です。ただし、既設融雪装置の機能低下を引き起こさないよう配慮してください。

①番号	②資料名	③頁数	④	⑤	⑥	⑦項目名	⑧質問	⑨回答
14	要求水準書	13	第3	1	(3)	本施設の諸室面積水準	「遊具スペース」の面積の考え方について。 遊具に付属する「フロア」については面積水準の床面積に含まれるでしょうか。	含みません。
15	要求水準書	14	第3	1	(3)	本施設の諸室面積水準	共用部：施設職員に供する機能・バックヤードの諸室にボランティア室とありますがボランティアの内容と想定人数をご教示下さい。	ご提案ください。
16	要求水準書	14	第3	1	(3)	本施設の諸室面積水準	駐輪場の複数台とは何台の想定でしょうか。ご教示ください。	ご提案ください。
17	要求水準書	15	第3	1	(4)	①全体	「一部2階建てとする場合は、車いす利用者等の利用を想定し、適切な位置にエレベーター等を配置すること。」とありますが、エレベーター等には2階まで上がれるスロープを計画すればエレベーター同等と考えていいでしょうか。	現時点においてはエレベーターは必要と考えていますが、合理的な理由がある場合はこの限りではありません。代替案がある場合は個別対話において確認してください。
18	要求水準書	15	第3	1	(4)	①全体	駐車場からのアクセスに十分に配慮することとされていますが、主に対応しなければいけない駐車場があればご教示願います。	ご提案ください。
19	要求水準書	17	第3	1	(4)	本施設の諸室・機能-1（屋内遊戯施設） ⑭ロッカー、ベビーカー置場	「ロッカー置き場には～原則無料とすること。」とございますが、出し入れの簡便性や、利用方法に柔軟性を持たせる観点から、扉や鍵の付いていないものを検討しております。このような仕様で問題ないでしょうか。	問題ありません。
20	要求水準書	17	第3	1	(5)	⑯障害者専用駐車場、駐輪場	駐輪場を複数台とありますが台数の目安はございますでしょうか。 また、屋根は必須でしょうか。	質問No.16の回答をご参照ください。
21	要求水準書	17	第3	1	(4)	⑰トイレ	だれでもトイレ1以上とは、屋内用と屋外用、兼用して1以上ということでしょうか。それとも内部用1、屋外用1、最低2必要ということでしょうか。	だれでもトイレは最低2必要として計画してください。 それぞれの屋内用・屋外用の区分については、兼用することも含めご提案ください。
22	要求水準書	18	第3	1	(4)	⑱休憩・食事スペース	休憩・食事スペースは他のスペースと兼ねることができますでしょうか。また、児童や乳幼児と年齢差があるため、まとまったスペースではなく、分散的に配置してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおり、複数諸室を兼ねた空間とするなど、利用者ニーズを踏まえた柔軟性のある計画提案を認めています。
23	要求水準書	18	第3	1	(4)	⑲事務室	事務員の想定人数があればご教示ください。	ご提案ください。
24	要求水準書	18	第3	1	(4)	⑳ボランティア室	ボランティアスタッフの想定人数があればご教示ください。	質問No.15の回答をご参照ください。
25	要求水準書	19	第3	1	(5)	㉑屋外作業スペース	トラックの大きさの想定はございますでしょうか。	4tトラックのロングタイプ程度を想定していますが、運営方針によるため、ご提案ください。
26	要求水準書	19	第3	1	(6)	本施設の諸室・機能-3（芝生広場） ②中央プロムナード通路	新設するキャノピーには照明を設けず、周りの外灯等を夜間照明として利用する計画として宜しいですか。	利用者の安全に十分配慮されている計画となっている場合は可とします。
27	要求水準書	19,20	第3	1	(6)	キャノピー	キャノピーは、中央プロムナード上に設置が必須でしょうか。	現時点においては必要と考えていますが、合理的な理由がある場合はこの限りではありません。代替案がある場合は個別対話において確認してください。
28	要求水準書	20	第3	1	(6)	②中央プロムナード	「中央プロムナード通路は、新川文化ホール利用者の避難経路であることに配慮すること」とありますが、中央プロムナードは本事業用地となり、新川文化ホール利用者の避難経路とすることができないと判断しております。本事業用地と新川文化ホール敷地を分割した場合の避難経路を計画したほうがよろしいでしょうか。	詳細は事業者決定後の協議とします。なお、中央プロムナード通路は新川文化ホールの現在の運営上、避難経路とされていますが、建設当時の許認可関係書類は存在せず、建築基準法上の避難通路であることは確認できていません。また、ホールの建築計画から推察するに、プロムナードが法的に避難通路である必要性は少ないものと思われるます。

①番号	②資料名	③頁数	④	⑤	⑥	⑦項目名	⑧質問	⑨回答
29	要求水準書	20	第3	1	(6)	②中央プロムナード通路	中央プロムナード通路を改修する提案を行った場合、改修中においては仮設避難通路を確保する必要がありますか。必要とする場合には仮設避難通路の仕様は提案によるものとしてよろしいでしょうか。	協議の上定めます。
30	要求水準書	20	第3	1	(6)	②中央プロムナード通路	中央プロムナードを改修する場合に確保しなければならない通路の幅員・仕様等について御教示願います。	新川文化ホールでのコンサート・イベントの鑑賞者等が通行することに支障がないよう、ご提案ください。
31	要求水準書	20	第3	1	(6)	②中央プロムナード通路	中央プロムナード通路は新川文化ホール利用者の避難経路であることに配慮すること、との記載がありますが、この通路は車両等の通行を想定する必要がありますか。	中央プロムナード通路に限定しませんが、クリスタルガーデン付近まで車両通行できるルートは確保してください。
32	要求水準書	20	第3	1	(6)	③その他	「事業用地の概要」の中で、角川土手沿いの安全柵の設置については、本事業の整備範囲内とする、との記載があります。第3-1(6)③「その他」には河川管理者と協議の上、と記載されています。また説明会では、落札業者と河川管理者協議の上、柵の位置、場所等を決定との説明がありました。安全柵の費用を入札金額にどのように反映させるのか、提案で良いのか、ご教示ください。	質問No.8の回答をご参照ください。
33	要求水準書	21	第3	1	(11)	ヴィジュアル・アイデンティティ (VI)	ロゴ等については本提案上で成果物イメージを示すのではなく、どのように決めていくかといった提案をするという認識で齟齬は無いでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	21	第3	1	(10)	既存外構造改修計画	本施設敷地内に設置されている既設の外灯について、電源は既設のままとし、新川文化ホールから給電される状態のままとして宜しいですか。	現時点では既存ホールから切り替えることを想定しています。
35	要求水準書	23	第3	4	(4)	静止型電源設備	「事業者が必要と判断する設備、、、」とありますが、必要と判断する設備をご教示ください。	ご提案ください。
36	要求水準書	24	第3	3	(4)	電気設備	無線LANサービスについて、無線LAN機器までを事業者で準備し、通信サービス（プロバイダー契約）は県で実施していただくという認識でよろしいでしょうか	通信サービスは事業者が実施するものとします。
37	要求水準書	25				ICT(情報通信技術)設備	PCやタブレットは運営者が設置するのではなく利用者本人が持ち込む想定でよろしいでしょうか？	運営業務で使用するPCやタブレットは事業者が設置することを想定していますが、利用者本人の持ち込みを禁止するものではありません。
38	要求水準書	27	第4	1	(4)	業務の実施体制	遊具設計業務責任者の資格要件で、公園施設製品安全管理士の資格と同等な知識及び技能を有するとは、どのような判断基準となりますでしょうか。	保有する資格や実績等を総合的に加味して判断します。
39	要求水準書	27	第4	1	(4)	業務の実施体制	遊具設計業務責任者は「公園施設製品安全管理士の資格を有する者、又はそれと同等の知識並びに技能を有する者を配置すること」とありますが同等の知識並びに技能の内容をご教授下さい。	質問No.38の回答をご参照ください。
40	要求水準書	27	第4	1	(5)	設計変更について	大幅な変更により追加的な費用が発生した時は県が該当費用を負担するとありますが、事業者の選定後、利用者との対話型の合意形成の結果、大きな変更が生じた場合も同様でしょうか。	利用者との対話については原則として追加的な費用が発生しない範囲内での対応を想定していますが、県が必要と認めて要求した設計変更についてはご理解のとおりです。詳細は県と協議の上定めます。
41	要求水準書	27	第4	2	(2)	①共通	「県に対して定期的（週1回程度）に報告を行うこと。」とありますが、一般的には月2回程度かと思いますが、週1回というのは何か特別な意図があるのでしょうか。ご教示願います。（工事は月1回と記載あり）	要求水準書に示すとおり、業務の進捗に応じた報告が必要と考えており、週1回を必須とするものではありません。具体的な報告の頻度や方法は協議の上定めます。
42	要求水準書	28	第4	2	(2)	②基本設計 エ 模型	基本設計にも実施設計にも模型は必要でしょうか。ご教示ください。	協議の上定めます。
43	要求水準書	29	第4	2	(2)	②基本設計 ③実施設計	業務終了時の提出物、模型の縮尺に指定はございますでしょうか。	協議の上定めます。
44	要求水準書	29	第4	2	(2)	②基本設計 ③実施設計	業務終了時の提出物、模型はケース付き等の指定はございますでしょうか。	協議の上定めます。
45	要求水準書	29	第4	2	(2)	④遊具設計	利用者との対話型の合意形成の結果、大きな変更が生じた場合の追加費用は県が負担するという認識でよろしいでしょうか。	質問No.40の回答をご参照ください。
46	要求水準書	29	第4	2	(2)	③実施設計	実施設計業務終了時の提出書類の内、「ウ その他 ・透視図の写真」とはありますが、「ウ その他 ・透視図」との違いをご教示ください。	「透視図の写真」を削除します。
47	要求水準書	30	第4	2	(3)	各種申請業務	建築確認申請等は民間審査機関へ提出することを前提に事業計画を考えていいでしょうか。	ご理解のとおりです。

①番号	②資料名	③頁数	④	⑤	⑥	⑦項目名	⑧質問	⑨回答
48	要求水準書	30	第4	2	(3)	各種申請業務	建築確認申請等について、建築確認申請の提出先は民間の建築確認検査機関とすることは可と考えてよろしいでしょうか。	質問No.47の回答をご参照ください。
49	要求水準書	31	第5	1	(4)	業務の実施体制	「分野ごとの責任者は、…必要な知識、経験、資格を有するものとする。」とあるが、「知識、経験、資格」について具体的な指標はあるか。	具体的な指標はありません。
50	要求水準書	32	第5	1	(4)	業務の実施体制	工事監理業務は常駐によらない監理でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、常駐しない場合も、建設工事の品質を十分に確保できるような工事監理業務の遂行を求めます。
51	要求水準書	32	第5	1	(4)	業務の実施体制	建設工事業務と遊具工事業務を同一企業で履行する場合、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者については、同一人物で問題ないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書	34	第5	2	(1)	完成後業務	(c)「事業者は…受領すると同時に、…」とあるが、「事業者は…受領後遅滞なく、…」という表現に修正いただきたい。	修正します。
53	要求水準書	34	第5	2	(1)	施設の引渡し	「県から本施設の完成確認書を受領すると同時に、別途指示する竣工引渡書類を提出すること」とあるが通常施設整備完了後竣工図書を整備するのに1ヶ月程度は最低でもかかります。従って工事は完了しても竣工図書が揃うまで完成確認書を発行しないということになるのでしょうか。ご教示ください。	質問No.52の回答をご参照ください。
54	要求水準書	35	オ	(2)		備品調達業務	リース方式の調達に合理性があるとありますが、その場合はサービス購入費の対象となると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書	37	第6	2	(2)	①ウェブサイト及び SNS アカウントの開設	「供用開始 12 か月前までに本施設のウェブサイトを開設」とありますが、12か月前時点では公開できる情報が少ないと思われるのでティザーサイト（完成イメージや整備状況、お知らせ等を配信するベライチのサイト）を開設し、供用開始3か月前くらいに本サイトを開設という形でも良いでしょうか。	ご提案ください。
56	要求水準書	38	第6	2	(3)	開館式典及び内覧会実施業務	県関係者や議会関係者へのご案内は県で行うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書	38	第6	2	(3)	開館式典及び内覧会実施業務	起工式や安全祈願祭等の開催は事業者の提案のよるということでよろしいでしょうか。実施する場合、規模感等についてご教示ください。	起工式や安全祈願祭等は、建設業務において実施されることを想定しています。規模感等をご提案ください。
58	要求水準書	38			(3)	開館式典及び内覧会実施業務	「県民や県関係者等」とありますが、想定される人数規模はどの程度でしょうか？	ご提案ください。
59	要求水準書	40	第7	1	(6)	業務報告書	年次報告書については、企業の決算が確定する時期に合わせて、5月末の提出としていただきたいです。	協議の上定めます。
60	要求水準書	40	第7	2	(1)	休館日	定休日以外に施設のメンテ等での休館は認めていただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書	41	第7	2	(3)	利用料金について	「なお、以下の①及び③については、「出産・子育て支援ポイント制度（仮称）」の利用を可とすること。」とあるが、決済方法及び清算方法の見立てをご教示ください。	現時点の想定は以下のとおりです。今後変更となる可能性があります。 ・受付に決済用のQRコードを設置いただき利用者の携帯端末から専用のアプリにより決済 ・管理用ページよりポイント制度事務局に対し、月単位でポイント利用料を請求いただき、精算

①番号	②資料名	③頁数	④	⑤	⑥	⑦項目名	⑧質問	⑨回答
62	要求水準書	42	第7	3	(3)	①備品等の貸出・管理	備品等を有料で貸し出すことは可能でしょうか。	要求水準書に示す「子どもの遊びの場の提供に係る業務」の実施に必要な備品は、原則として無料貸出を想定しています。ただし、取得や維持管理に相当程度の費用がかかる備品の貸し出しなど、一部有料の提案も可能です。利用者の利用のしやすさに配慮した上でご提案ください。
63	要求水準書	43	第5	3	(3)	②芝生広場の貸出・管理	中央プロムナード通路を一時的に占有して使用することがある。と記載されていますが、そのようなイベント時には芝生広場を貸し出すと共に通路も使用できないとの認識でよろしいでしょうか。	新川文化ホールを全館利用するイベントにおいて占有するのは通路のみの想定であり、芝生広場の使用は可能です。ただし、そのような大規模イベント時は、既存駐車場の利用が大幅に制限される可能性もあることにご留意ください。
64	要求水準書	45	第7	3	(7)②	周辺施設との連携	周辺施設との連携先として、新川文化ホール、富山県子どもみらい館が具体的に示されていますが、提案にあたって運営している財団と直接協議することは可能と考えてよろしいでしょうか。	問題ありません。
65	要求水準書	47	第7	3	(9)	災害関連業務	「災害が開館時間外に発生した場合においても、事業者が速やかに来館し、施設の安全確認及び施設の開錠を行うことができる体制を整えること。」とありますが、どこまでの災害と想定されていますでしょうか。	協議の上定めます。
66	要求水準書	50	第8	2	(1)	①エ 修繕・更新	事業者が実施する範囲は1件あたり100万円未満の小規模修繕とありますが、見積額が100万円未満と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書	50	第8	2	(1)	オ 緊急修繕	緊急修繕業務における費用は、第三者に起因する修繕として、事業者が善管注意義務に反しない限りは、貴県の負担と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書を修正します。
68	要求水準書	50、59	第8	2	(1) (8)	建築物保守管理業務 遊具管理業務	建物保守管理業務について、「エ 修繕・更新」部分に、1件あたり100万円を超えるもの貴県の負担で実施する。との記載がございます。 また、遊具管理業務の要求水準に、修繕・更新に関して、1件あたり100万円を超えるもの貴県の負担で実施する。との記載がございます。 こちらは、そのような高額修繕・更新が発生した場合には、それぞれ別でご対応いただけるとの認識で齟齬はないでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、利用者ニーズの変化や施設の魅力向上を目的とした計画的な遊具の更新については、事業者が負担することとしています。この点については、入札説明書の第2-3-(2) 参考情報：予定価格の内訳に記載の内容もご確認ください。
69	要求水準書	50/59	2	(1)	①	建築物保守業務 エ 修繕・更新	100万円未満の小修繕は事業者負担とありますが、補修の上限金額を設定して頂くことは可能でしょうか。	協議の上定めます。
70	要求水準書	52	第8	2	(2)	①オ 修繕・更新	必要な修繕・更新を実施することとありますが、建築物保守管理業務と同様で、1件あたりの金額の上限は100万円未満（税込み）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書	52	第8	2	(2)	オ 修繕・更新	建築設備においても、修繕・更新における事業者の費用負担は建築物保守管理業務の規定と同様に、1件あたり100万円（税込）未満の小規模修繕のみと考えてよろしいでしょうか。	質問No.70の回答をご参照ください。
72	要求水準書	53	第8	2	(2)	イ 空調換気設備	「温度・湿度等が正しく調整されていること」とありますが、湿度等は必要となりますでしょうか。必要な場合、基準をご教示ください。	利用者が快適に過ごすことができるよう湿度調整は必要です。基準については、「官庁施設の基本的性能基準（令和6年度改訂）（国土交通省官庁営繕部）」の熱環境に関する性能の分類Ⅰに準じてください。
73	要求水準書	53	第8	2	(2)	イ 空調換気設備	「空調・換気設備の運転記録が正しく記録」とありますが、具体的な記録項目をご教示ください。	ご提案ください。

①番号	②資料名	③頁数	④	⑤	⑥	⑦項目名	⑧質問	⑨回答
74	要求水準書	54	第8	2	(3)	備品の管理	必要な消耗品の定義を明確にさせていただきをお願いします。	要求水準書に示すとおり、別紙7「什器・備品リスト」を参考に、事業者にて必要な備品を提案してください。
75	要求水準書	54,55	第8	2	(4)	外構保守管理	芝生広場の既設工作物に関しては、保守管理業務の対象でしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書	55	第8	1	(4)	駐車場、通路、コンクリート又はアスファルト舗装面	現状の新川文化ホールでの積雪時の堆雪場所と兼ねることは可能でしょうか。	協議の上定めます。
77	要求水準書	55	第8	2	(4)	外構等保守管理業務 ウ 駐車場、通路、コンクリート又はアスファルト舗装面	積雪時の除雪に関して、事業者にて実施する範囲は、プロムナード通路、本施設の整備に合わせて新たに整備する駐車場（障害者等用駐車場）、駐輪場等コンクリート又はアスファルト舗装面で、芝生広場や既存の駐車場は含まれない認識で間違いはないでしょうか。また、除雪機や除雪車等での作業が必要な程の大雪の場合の除雪は、新川文化ホールの既存駐車場と合わせて自治体にてご対応いただくことは可能でしょうか。（そういった場合、除雪業者が請け負う優先順位が、公共からの依頼が優先される傾向にあるため）	プロムナード通路、本施設の整備に合わせて新たに整備する駐車場（障害者等用駐車場）、駐輪場等、コンクリート又はアスファルト舗装面については、車両や歩行者の通行に支障がないように除雪してください。その他のエリアの除雪については事業者においてご判断ください。なお、現在は芝生部分の除雪は原則として行っていません。 既存の駐車場は事業範囲外であり、ご理解のとおりです。 大雪の場合の除雪は、県が直接対応することはありませんので、事業者において対応してください。
78	要求水準書	65	第10	2	(1)	飲食物等提供業務	飲食物等提供業務は必須とありますが、採算性が合わずやむを得ず撤退をせざるを得ない場合、どのような扱いになりますでしょうか。	飲食物等提供業務は必須のため、実施形態を問わず必要最小限の機能については、事業期間を通じて実施してください。
79	要求水準書	66	第10	2	(2)	基本的事項	「付帯事業業務の実施にあたっては、運営・維持管理業務の期間途中からの実施、内容の変更も可能とする。」とありますが、任意提案について、期間途中で終了となった場合でも違約金等は発生せず、使用料等も付帯事業実施期間のみの支払という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書	66	第10	2	(2)	基本的事項	付帯事業の実施にあたっては、運営・維持管理業務の期間の途中からの実施、内容の変更も可能とする。とありますが、記載の内容は、初年度から実施しなくても良いと取れますがそのような解釈で問題ありませんでしょうか。また、運営開始段階でカフェを誘致し、途中で自販機に変更しても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、飲食物等提供業務は必須のため、実施形態を問わず必要最小限の機能については、初年度から実施してください。
81	要求水準書	66	第10	2	(2)	基本的事項	行政財産使用許可を申請する主体は、SPC、代表企業、構成企業とすることとありますが、申請者が直接、県に使用料を支払うとの理解でよろしいでしょうか。また、ここに記載の構成企業とは、協力企業（SPCから直接業務を受託）を含まないとの考えで問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	要求水準書	66	第10	2	(2)	基本的事項	必須の飲食物提供業務についても、運営・維持管理業務の期間途中からの実施、内容の変更も可能という理解でよろしいでしょうか。	質問No.80の回答をご参照ください。
83	要求水準書	66	第10	2	(2)	基本的事項	仮設店舗（キッチンカー等）を設置する場合でも、借地契約を締結するのでしょうか。その場合の契約者はSPC、代表企業、構成企業であるとの理解でよろしいでしょうか。	芝生広場は県の財産ではないため使用許可ではなく借地契約を締結することになります。契約主体についてはご理解のとおりです。
84	要求水準書	別紙1	-	-	-	駐車場	本事業対象施設の事業関係者の車両は、既存の駐車場を利用可と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は協議の上定めます。
85	要求水準書	別紙3-1	-	-	-	雨水排水	本施設の雨水は、最寄りの既設雨水排水桝に接続と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	要求水準書	別紙3-3	-	-	-	汚水雑排水	本施設の汚水雑排水が接続可能な位置をご教示ください。	圧送管のどの位置でも接続可能です。
87	要求水準書	別紙3-3	-	-	-	汚水雑排水接続	計画施設からの汚水・雑排水について、別紙3-3に示されている圧送管に施設からの汚水雑排水圧送管を直接接続する計画として宜しいですか。	問題ありません。
88	要求水準書	別紙3-4	-	-	-	既設外灯	本施設の建設場所に位置する外灯は、撤去と考えてよろしいでしょうか。	撤去や移設等についてご提案ください。
89	要求水準書	別紙9	-	2	-	芝生広場利用料	芝生広場の利用料金の設定にあたり、新川文化ホールのイベント広場等利用料金を参考に、ご提示いただいておりますが、本利用料は、貸出す広場の面積に関わらず一定額と理解してよろしいでしょうか。	別紙9に記載のとおり、利用者の利便性・満足度に資する柔軟な利用料金設定を認めます。

①番号	②資料名	③頁数	④	⑤	⑥	⑦項目名	⑧質問	⑨回答
90	要求水準書	別紙9	-	2	-	芝生広場利用料	広場を貸出す際は、利用者が実際に使用する面積に関わらず、芝生広場全体を貸出すこととなるのでしょうか。	質問No.89の回答をご参照ください。
91	要求水準書	別紙9	-	2	-	芝生広場利用料	芝生広場の貸出にあたっては、団体の属性等による減免は新川文化ホール条例第11条の規定に準ずると考えてよろしいでしょうか。	提案をもとに協議の上定めます。
92	要求水準書	別紙9	-	-	-	利用料金	幼稚園、保育園、小学校などの団体利用において、引率者（先生や保護者）に係る入場料金は減免扱いとなりますでしょうか。ご教示ください。	団体利用時の利用料金設定についても、別紙9に記載のとおり、利用者の利便性・満足度に資する柔軟な利用料金設定を提案してください。
93	要求水準書	別紙10	-	-	-	屋外利用実績	各イベントの参加人数をご教示ください。	各イベントの参加人数は把握していません。
94	入札説明書	1	第1	5	-	入札説明書等	令和5年12月28日付で既に公表されていた実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見への回答が公表されておりますが、入札説明書等に新たな記載がない場合であっても、当該回答内容は効力を有していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	入札説明書	4	第1	7	(2)	敷地条件	本施設の整備に伴い、事業用地外の一部（植込み等）を改変することを認めていただけないでしょうか。	ご提案ください。詳細は事業者決定後に協議のうえ決定します。
96	入札説明書	7	第1	8	(1)	付帯事業	飲食物等提供業務の実施形態に3通りが想定されているが、適切な運営が行われる前提であれば、各々の提案評価に差はつかないという理解でよいか。	提案評価の方針は落札者決定基準に示すとおりです。
97	入札説明書	7	第1	8	(1)	付帯事業	付帯事業において事業者で設定する料金体系について、県への承認や報告は必要となるか。	原則として事業者の提案を尊重しますが、要求水準書に示すとおり、付帯事業に関する業務計画書の提出を求めます。
98	入札説明書	7	第1	8	(1)	事業方式	A対象 付帯事業は、2に示す対象業務のうち、とありますが、正しくは7に示す業務のうちとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書を修正します。
99	入札説明書	7	第1	8	(1)	事業方式	教室等運営業務について、「定期的に教室等を開き」とありますが、季節開催等のスポット的な教室等の開催も含むと考えてよろしいでしょうか。	ご提案ください。詳細は事業者決定後に協議のうえ決定します。
100	入札説明書	8	第1	8	(1)	付帯事業	ネーミングライツの看板等の費用負担はネーミングライツ事業者となるのでしょうか（撤去費含む）。	屋内遊戯施設の整備に伴う既存看板等の改修と合わせて実施する場合、本事業のサービス対価の対象とすることも考えられます。詳細は事業者決定後に協議のうえ決定します。
101	入札説明書	8	第1	8	(1)	事業方式	事業方式②や③により、借地権や事業用定期借地権を設定する際の契約期間は制限なく、事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は事業者決定後に協議のうえ決定します。
102	入札説明書	8	第1	8	(2)	代表企業・構成企業・協力企業の定義	代表企業の定義において、SPCから直接業務を受託する又は請け負うことについては規定されていませんが、代表企業はSPCへの出資のみでも良いと理解してよろしいでしょうか。	代表企業は、SPCから直接業務を受託する又は請け負う者となります。
103	入札説明書	9	第1	8	(3)	事業期間	「本施設の施設整備期間」について、設計業務期間と建設業務期間は事業者の任意という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
104	入札説明書	9	第1	9	(3)	事業期間	「本施設の引渡し日は、本施設の整備期間の間で任意とする。」とありますが、本施設の引渡しは、開業準備業務の実施前になると考えてよろしいでしょうか。	事前維持管理業務は、本施設の引渡し以降となりますが、その他の業務は引渡しより前から開始することが想定されます。
105	入札説明書	9	第1	9	(3)	事業期間	本施設の施設整備期限前に引渡しがない場合、当該引渡し日をもって貴県に対して事業費A-2を請求することができると考えてよろしいでしょうか。	本施設の施設整備期限を問わず、事業契約書（案）別紙4.2(2)に記載のとおり、県が各年度末に実施する第50条に定める建設業務の中間確認及び建設業務の完了時に実施する第55条に定める建設業務の完成確認の後、当該出来高に応じて各事業年度に1回ずつ出来高払いを請求することができます。
106	入札説明書	9	第1	9	(5)	指定管理者の指定	事業者を指定管理者として指定する時期について、ご教示ください。	指定の時期は令和6年12月、指定の期間は維持管理業務および運営業務の業務期間と一致させる予定です。
107	入札説明書	12	第2	2	(1)	募集スケジュール	入札参加資格に関する質問回答と参加資格申請の締切までの期間が短く、長期休暇も挟むので、社内決済のための時間が足りません。参加資格申請の締切をのばしていただきたいです。	原案のとおりとします。

①番号	②資料名	③頁数	④	⑤	⑥	⑦項目名	⑧質問	⑨回答
108	入札説明書	12	第2	2	(1)	募集スケジュール	よりよい提案を検討するためにもう少し内容を議論する時間をいただきたいです。提案書の提出の受付締切を延ばしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
109	入札説明書	14	第2	2	(2)	入札説明書等に関する個別対話申込の受付及び個別対話の実施	個別対話の会話は公表されるのでしょうか。また会話が公表されるか否かは問わず、その際の回答はいつ頃の予定でしょうか。	応募者全体に関わる内容については公表します。特定の応募者の提案に関わる内容については非公表とします。公表内容については、個別対話に参加した応募者に対して事前に確認を依頼します。回答は6月末頃を予定しています。
110	入札説明書	14	第2	2	(2)	入札説明書等に関する個別対話申込の受付及び個別対話の実施	個別対話への参加を1グループ8人以上認めていただけないでしょうか。本事業は業務が多岐に渡っており、個別対話の機会は入札までの期間に1度しかないため、1グループ8人以下では十分な対話ができないと考えられます。	15人程度とします。
111	入札説明書	14	第2	2	(2)	入札説明書等に関する個別対話申込の受付及び個別対話の実施	個別対話の結果（質問内容と回答内容）は公表されますでしょうか。	質問No.109の回答をご参照ください。
112	入札説明書	14	第2	2	(2)	入札説明書等に関する個別対話申込の受付及び個別対話の実施	個別対話の結果（質問内容と回答内容）の公表をされている場合には、対話内容には各グループの提案内容に関する事項も含まれると考えられるため、質問内容ごとに入札参加者が公表の可否を選択できるようにしていただきますよう検討をお願いいたします。	質問No.109の回答をご参照ください。
113	入札説明書	14	第2	2	(2)	⑥入札説明書等に関する個別対話申込の受付及び個別対話の実施	1グループの個別対話のお時間設定をご教示いただけますでしょうか。	詳細は参加資格を有すると認められた入札参加者に対して個別に通知します。
114	入札説明書	14	第2	2	(2)	⑥入札説明書等に関する個別対話申込の受付及び個別対話の実施	事前に質問提出し、時間内に対話を実施出来なかった項目については、後日貴県から回答のお示しはいただくと考えてよろしいでしょうか。	詳細は参加資格を有すると認められた入札参加者に対して個別に通知します。
115	入札説明書	14	第2	2	(2)	⑦入札の辞退	入札辞退届（様式第6号）に押印の上、電子メールにて提出となっておりますが、原本の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	提出方法を「持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）」に修正します。
116	入札説明書	14	第2		(2)	個別対話の実施	個別対話について、複数回開催していただきたい。	原案のとおりとします。
117	入札説明書	15	第2	2	(2)	プレゼンテーションの実施	「実施に係る詳細については、入札書等及び提案審査書類の提出者に対して個別に通知する。」とありますが、提案書提出からプレゼンテーションの日程が短い為、可能な限り早めに実施要領を通知いただけますと幸いです。またプレゼンテーションの発表及び質疑応答時間はどれくらいを想定しておりますでしょうか。	可能な限り早めに実施要領を通知します。
118	入札説明書	15	第2	2	(2)	プレゼンテーションの実施	提案書提出からプレゼンテーションの日程が短い為、プレゼンの日時はできるだけ遅くしていただけますと幸いです。（お盆休み等もあり）	令和6年9月2日(月)～6日(金)の間とします。
119	入札説明書	15	第2	2	(2)	⑨プレゼンテーションの実施	プレゼンテーションの準備を考慮すると、入札書等及び提案書の提出からプレゼンテーションまでの期間が短いため、日時指定以外のプレゼンテーション実施要領を出来るだけ早期にご提示いただけませんかでしょうか。	質問No.117の回答をご参照ください。
120	入札説明書	15	第2	2	(2)	⑨プレゼンテーションの実施	動画や模型を用いてプレゼンテーションを行うことは可能でしょうか。	不可とします。提案書を抜粋したスライドの使用のみ認めます。
121	入札説明書	15	第2	2	(2)	⑨プレゼンテーションの実施	プレゼンテーション実施にあたり提出した書類の他、新たに関連資料の提出を求められる予定でしょうか。	新たな関連資料は求めない予定です。
122	入札説明書	15	第2	2	(2)	⑨プレゼンテーションの実施	プレゼンテーション参加のご想定人数をご教示いただけますでしょうか。	実施に係る詳細については、入札書等及び提案審査書類の提出者に対して個別に通知します。
123	入札説明書	15	第2	2	(2)	イ実施方法	「入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。」とありますが、立ち会わない場合、貴県への申請は何か必要なのでしょうか。必要でしたら詳細をご教示いただけますでしょうか。	特段の申請手続きは不要です。
124	入札説明書	16	3	(2)		参考情報：予定価格の内訳	サービス対価1：2の詳細内訳をご教授ください。	入札説明書以上の内訳を示す予定はありません。
125	入札説明書	16	第2	3	(1)	予定価格	「5,176,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）」と記載されておりますが、税抜価格は「4,705,454,546円」となる理解で宜しいでしょうか。	4,705,454,545円とします。

①番号	②資料名	③頁数	④	⑤	⑥	⑦項目名	⑧質問	⑨回答
126	入札説明書	16	第2	3	(1)	予定価格	本事業の予定価格は「令和5年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」に基づき設定されていると思料されますが、令和5年度から令和6年度の労務費の上昇は看過できない状況にございます。 つきましては、単価の改定に伴い予定価格を見直していただく、又は本事業においても「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」等の運用に係る特例処置に基づき、事業契約締結時の契約代金額について、落札価格からの変更を請求できると考えてよろしいでしょうか。	予定価格は原案のとおりとします。
127	入札説明書	17	第2	5	-	落札者を選定しない場合	入札参加者が1者の場合であっても、入札は成立すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	入札説明書	18	第2	8	(1)	著作権	提出書類の無償使用について、「事業者との事前協議のうえ、事業者の認めたものについては」という文言を追加していただきたい。	追記します。
129	入札説明書	19	第3		(1)	入札参加者の構成	⑤「参加表明書の提出以降、代表企業、構成企業及び協力企業の変更は認めない。…」とあるが、「変更」には辞退も含まれており、やむを得ない事情により県が認めた場合は辞退も認められるという理解でよいか。	入札を辞退する際に県の承認は必要ありません。
130	落札者決定基準	5	第3	1	(1)	事業計画	「類似実績」とはPFI方式の実績を指すのか、もしくは建物用途を指すのかご教示いただきたい。建物用途を指す場合、具体的にご教示いただきたい。	いずれも含みます。実績として提案する内容は特に指定しません。
131	落札者決定基準	5	第3	1	(1)	事業計画	審査項目ごとに配点が記載されておりますが、体制・実績、プロジェクトマネジメントの項目については合算した点数で記載されております。当該審査項目について各項目ごとの配点を開示いただけないでしょうか。	内訳はありません。
132	落札者決定基準	6	第3	1	(1)	収支計画・リスク管理	PFI事業では「資金調達計画の確実性」が審査項目となることが一般的ですが、本事業では審査対象外でしょうか。	審査の視点は落札者決定基準に示すとおりです。
133	落札者決定基準	6	第3	1	(1)	地域貢献	「県内企業の参画」は構成企業・協力企業に限らず、例えば資金調達する金融機関も審査範囲に含まれるでしょうか。	審査の視点は落札者決定基準に示すとおりです。
134	落札者決定基準	7	第3	1	(2)	設計・建設	工程について、入札説明書の「本施設の施設整備期間」内に完了するのであれば、工程短縮についての特段の取組は必要なく、また評価に差はつけけないという理解でよいか。	審査の視点は落札者決定基準に示すとおりです。
135	落札者決定基準	11	第3	4	-	入札価格の定量化審査	予定価格で入札した場合、入札価格に係る得点は「0」となるという理解でよろしいでしょうか。	入札価格に100分の110を乗じた価格をもって事業を実施することから、入札価格に係る得点を以下のとおり修正します。4,705,454,545円で入札した場合は、入札価格に係る得点は0になります。 {1 - (入札価格/4,705,454,545)} × 200点
136	様式集	様式第4-1号					個別対話の参加者は、1グループあたり最大8名までとなっておりますが、10名程度にしてくださいでしょうか。	質問No.110の回答をご参照ください。
137	様式集	様式第5-1-2号					SPC設立等に係る費用は、「設計業務_⑦設計業務期間中の統括管理費」に記載すればよい理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	様式集	様式第5-1-2号					運営業務・維持管理業務の中に「⑤⑥⑦利用料金収入」の記載がされておりますが、運営業務・維持管理業務費から除くという理解で宜しいでしょうか。	質問No.139の回答をご参照ください。
139	様式集	様式第5-1-2号					運営業務・維持管理業務費は、指定管理料相当額という理解で宜しいでしょうか。 ----- 指定管理料相当額（税込み） = (①維持管理費+②運営費+③維持管理・運営期間中の統括管理費+④上記に関する消費税等) - ⑦利用料金収入（税込み）	ご理解のとおりです。様式集を修正します。
140	様式集	様式第5-2-4号					「構成員」と記載されておりますが、「構成企業」の誤記載でしょうか。	代表企業と構成企業を総称して構成員と記載しています。
141	様式集	様式第5-2-4号					建ぺい率及び容積率を記入する欄がございますが、こちらの数値の分母となる敷地面積は要求水準書に記載されている本事業用地面積：25,150㎡とすることでよろしいでしょうか。	建築確認申請上の敷地を想定してご提案ください。

①番号	②資料名	③頁数	④	⑤	⑥	⑦項目名	⑧質問	⑨回答
142	様式集	D.施設計画図面集					配置図・外構計画図、立面図、断面図、各階平面図の縮尺は1/500と指定されていますが、図面をよりわかりやすく掲載するために当該図面の縮尺は1/300または1/400としてもよろしいでしょうか。	配置図・外構図は1/1000、その他は1/400とします。 やむを得ない事情がある場合にはこれら以外の縮尺も認めますが、その場合は各図面にスケールバーを記載してください。
143	提案書記載要領	5	第1	5	(3)	企画提案書	企画提案書には、指定の様式の他、関心表明書やSPCの経営の健全性を示す収支計算書等の補足資料は添付してよろしいでしょうか。	関心表明書の添付は認めます。ただし企業の固有名称など、提案書の規定を満たさない部分を黒塗りの上審査会に共有します。関心表明書以外の添付は認めません。
144	提案書記載要領	6	第2	2		企業名の記載	「一切の企業及びこれらの企業を類推できるものの記載は行わないこと」と記載されていますが、入札参加者に属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名称を表記しても問題ないでしょうか。	入札参加者に属さない企業を事業提案書内で記載する場合も、固有名称を表記しないでください。
145	提案書記載要領	6	第2	2		企業名の記載	企業名は第1の5の(1)、(2)及び(3)の正本のみに記入とありますが、提案書作成の負担を軽減するため、(3)の企画提案書(副本と同じもの)に企業名対応表を付ける形でもよろしいでしょうか。	第1の5の(1)、(2)には企業名を記入してください。(3)企画提案書については、正本においても企業名はA,Bなどの記号で表記した上で、企業対照表を冒頭に添付する形も認めます。
146	提案書記載要領	6	第2	2	-	企業名の記載	「企業名は第1の6の(1)、(2)及び(3)の正本のみに記入」とされていますが、(3)企画提案書については、正本と副本で文字数が異なるなどのレイアウト調整の都合もあるため、正本においても企業名はA,Bなどの記号で表記した上で、企業対照表を冒頭に添付する形でもよろしいでしょうか。	質問No.145の回答をご参照ください。
147	提案書記載要領	6	第2	4		書式等	枚数制限が定められていると記載されていますが、企画提案書とは別に参考資料を添付することは可能でしょうか。(関心表明書等)	質問No.143の回答をご参照ください。
148	提案書記載要領	7	第2	5	-	提出要領	提出書類の表紙・背表紙には、正本・副本の記載は必要でしょうか。	表紙に「正本・副本」を記載してください。
149	提案書記載要領	7	第2	5		提出要領	様式A-1～A-5号、B-1～B-5号、C-1～C-7号を1つのファイルに綴じ、図面1号～6号は別ファイルに綴じ、2冊1セットという認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
150	提案書記載要領	8	第2	6	-	提案内容の電子データ	データ提出の際は、P6第2の2にございます企業名の記載をした正本(と分のデータを提出することでもよろしいでしょうか。	正本と副本の両方を提出してください。
151	モニタリング基本方針	7	第4	2	(2)	契約の解除	「是正要求をもってなお事業収支等の財務状況の是正が継続的に確認できない場合、又は繰り返し同様の事態が発生する場合、事業者の要求水準未達を理由として、県は事業契約の全部又は一部を解除することができるものとする。」とありますが、この事業収支には独立採算の付帯事業については含まれないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。付帯事業に関するモニタリング方針は、第5付帯事業業務のモニタリングに示すとおりです。
152	基本協定書(案)	5	-	-	-	第10条 (事業契約の不成立)	県の責に帰すべき事由には、県議会の否決は含まれるのでしょうか。	県議会で事業契約が否決されたことのみをもって、県の責めに帰すべき事由とされるものではありません。
153	基本協定書(案)	5	第11条			談合等不正行為があった場合の措置	違約金等の発生は、基本協定書締結以降という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	-	-	-	-	-	既設樹木	本施設の建設場所に位置する樹木は、撤去と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	事業契約書(案)	5	-	-	-	第10条第6項 (契約の保証)	建設企業一社が代表して事業者を被保険者とする履行保証保険を付保する場合、当該履行保証保険の原契約は当該建設企業の工事請負契約となるため、履行保証保険の締結及び県のための質権設定は、SPCと建設企業の工事請負契約締結後に速やかに手続きをすればよいと理解してよろしいでしょうか。	履行保証保険は、施設整備期間の付保が必要であり、本契約締結後速やかに手続きいただくことになります。
156	事業契約書(案)	5	-	-	-	第10条第6項 (契約の保証)	設計企業、建設企業及び工事監理企業が、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合、保証額が施設整備費に相当する金額の10分の1以上となれば、個別契約毎に複数の履行保証保険とすることでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

①番号	②資料名	③頁数	④	⑤	⑥	⑦項目名	⑧質問	⑨回答
157	事業契約書（案）	5	-	-	-	第10条第6項 （契約の保証）	設計企業、建設企業及び工事監理企業の全部または一部が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合、事業者との個別契約の締結が必要となるため、保険期間の開始日は個別契約締結後としていただけないでしょうか。	設計企業、建設企業及び工事監理企業の全部または一部が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合には、複数の保険期間によって、事業契約締結日以降、空白期間が生じないように付保する必要があり、当該条件を満たす限りにおいて各保険期間の開始日の調整を認めます。
158	事業契約書（案）	5	第10条	2		契約の保証	「前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設整備費に相当する金額の10分の1以上としなければならない」と記載されておりますが、「施設整備費に相当する金額」は税込の価格という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	事業契約書（案）	10			19条	監視職員	監視職員は富山県職員で本施設を所管する担当者様でしょうか？	ご理解のとおりです。
160	事業契約書（案）	14	第2章		第33条	第三者に生じた損害	「事業者は、本事業の実施に関して第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。）」とありますが、通常避けることのできない事由による損害の分担については、別紙5の不可抗力の規定によるという理解でよろしいでしょうか。	別紙5「1. 不可抗力の定義」に該当する事由のみが、同「3. 不可抗力による追加費用及び損害額の分担」の対象となるのであり、通常避けることのできない事由による損害が別紙5の不可抗力の規定の対象となるわけではありません。
161	事業契約書（案）	16	-	-	-	第16条第1項 （選定企業の使用等）	選定企業は、代表企業、構成企業または協力企業以外の者でも良いのでしょうか。	選定企業は、設計業務・建設業務・開業準備業務・維持管理業務・運営業務・統括管理業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者の総称であるため、代表企業、構成企業または協力企業である必要があります。
162	事業契約書（案）	16	-	-	-	第16条第4項 （選定企業の使用等）	事業者を支援するアドバイザー等は、代表企業、構成企業または協力企業には含まれても良いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	事業契約書（案）	16	第2章		第36条	中断による措置	県の責めに帰すべき事由により、本事業の全部又は一部の実施を一時中止した場合の利用料金収入の減少リスクは県の負担であり、収入減少分は県にて補填いただけるという理解でよろしいでしょうか。	県の帰責事由により本事業の全部又は一部を中断しなければならなかった場合、当該事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の損害については、県の負担となります。そのため、本施設の利用料金収入減少が、県の帰責事由と相当因果関係の認められる損害である場合には、合理的な範囲で県の負担となります。
164	事業契約書（案）	17	第3章	第1節	第40条	関係資料等の貸与	「関係資料と事業者の調査結果との間に齟齬があっても、事業者が自ら調査して確認するものとし、県は責任を負わない。」とありますが、県があらかじめ把握している事業用地についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった事象として、県の負担とさせていただきます。	事業用地に関しては、第39条に規定する範囲で県が責任を負うこととしており、第40条第4項の規定については、原案のとおりとします。
165	事業契約書（案）	21	-	-	-	第43条第3項 （事前調査業務）	調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（土壌汚染等を除く）とありますが、その他の県が公表した資料に誤りがあった場合や、公表されている資料からは合理的に推測し得ないものについても、その対策費や増加費用については、県の負担であると考えてよろしいでしょうか。	事業用地に関して、土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等について、入札説明書等と齟齬があり、それによって増加費用が発生する場合には、第43条第5項後段に基づき、県が合理的な範囲で増加費用を負担しますが、それ以外の場合において県が増加費用を負担するものではありません。
166	事業契約書（案）	25	-	-	-	第59条第1項 （契約不適合責任）	施設整備業務に係る成果物（写真等）についても、契約不適合責任の対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	事業契約書（案）	31	-	-	-	第74条第2項 （付帯事業）	第1項に基づき、付帯事業を選定企業に実施させる場合において、付帯事業から得られる収入については「事業者の収入とする」を「選定企業の収入とする」と読み替えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	事業契約書（案）	31	第74条	1		付帯事業	事業者又は選定企業が付帯事業の終了を希望する場合、代替企業で事業継続することもお認め頂けますでしょうか。	可能となりますが、代替企業についても事業者又は選定企業である必要があります。
169	事業契約書（案）	31	第74条	1		付帯事業	付帯事業の全部または一部を中止・終了した場合、事業者が負担する違約金等はないとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の全部又は一部を中止・終了した場合に、別途事業契約第88条第2項の要件に該当しないのであれば、違約金は発生しません。

①番号	②資料名	③頁数	④	⑤	⑥	⑦項目名	⑧質問	⑨回答
170	事業契約書（案）	32	-	-	-	第75条第2項 （事業統括責任者の設置）	事業統括責任者は、事業者の一切の権限（一部除く）を行使できるとありますが、要求水準書においては、「事業統括責任者は、県との窓口や本事業に関連するすべての企業のとりまとめ等を行い、本事業を確実に推進するためのマネジメント業務を実施する」とあります。 実際の事業者（SPC）の会社運営上・ガバナンス上、事業者における権限を一人の個人が行使できるとすることには問題があると思っております。 つきましては、本条項につきましては、要求水準書の通り、「事業統括責任者は、県との窓口や本事業に関連するすべての企業のとりまとめ等を行い、本事業を確実に推進するためのマネジメント業務を実施する」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。第75条第2項の規定については、県が事業統括責任者との間で安心してスムーズなやり取りを実現できるよう考慮した規定となっており、事業者内部のガバナンス等については、必要に応じ事業者の内部規制として対応していただくものと認識しております。
171	事業契約書（案）	37	第85条	1	三	事業者の帰責事由による契約解除の効力	出来形には、確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	「当該出来形部分に相当する代金」を「前号の検査に合格した部分の出来高に相当する代金」に修正します。出来形部分並びに設計業務及び工事監理業務の検査に合格した部分については、出来高に相当する代金を支払うこととなりますが、これに含まれないものは「出来高」には含まれません。
172	事業契約書（案）	37	第85条	2		事業者の帰責事由による契約解除の効力	「本件工事費の合計額の10分の1に相当する額を違約金として」と記載されておりますが、「本件工事費」は税込の価格という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	事業契約書（案）	37	第85条	2		事業者の帰責事由による契約解除の効力	「本件工事費の合計額の10分の1に相当する額を違約金として」と記載されておりますが、「本件工事費」とは、別紙4_1記載の「A施設整備業務に係る費用」のうちの「A-2建設業務に係る費用」が該当する理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	事業契約書（案）	38	第86条	1	三	県の任意又は帰責事由による契約解除の効力	出来形には、確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	質問No.171の回答をご参照ください。
175	事業契約書（案）	38	第87条	1	三	法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	出来形には、確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	質問No.171の回答をご参照ください。
176	事業契約書（案）	39	第88条	2		事業者の帰責事由による契約解除の効力	「本事業契約解除時から維持管理・運営期間終了時までの期間に支払いを受ける予定であった維持管理・運営費及び統括管理費の合計額の10分の1に相当する額を違約金として」と記載されておりますが、「維持管理・運営費及び統括管理費」は税込の価格という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	事業契約書（案）	39	第88条	2		事業者の帰責事由による契約解除の効力	「本事業契約解除時から維持管理・運営期間終了時までの期間に支払いを受ける予定であった維持管理・運営費及び統括管理費の合計額の10分の1に相当する額を違約金として」と記載されておりますが、過大かと存じますので、一般的な「解除の日が属する事業年度の維持管理・運営費及び統括管理費の合計額の10分の1に相当する額」として頂きたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	原案のとおりとします。

①番号	②資料名	③頁数	④	⑤	⑥	⑦項目名	⑧質問	⑨回答
178	事業契約書（案）	47	別紙2	37	-	構成員	本項目における構成員は、入札説明書で定義される構成企業と同義と理解しておりますが、入札参加者が作成・提出する入札書及び提案書等においては、「構成企業」という用語を使用することでよろしいでしょうか。	誤字となります。「構成企業」に表現を統一します。
179	事業契約書（案）	47	別紙2	37		用語の定義	事業契約書では「構成員」と記載されておりますが、入札説明書では「構成企業」と定義されております。どちらかに統一頂きたくご検討をお願いいたします。	誤字となります。「構成企業」に表現を統一します。
180	事業契約書（案）	53	別紙3	-	-	事業者が付す保険	別紙3に記載されている建設業務に係る保険「2.請負業者賠償責任保険」並びに維持管理・運営業務に係る保険「1.施設賠償責任保険」及び「2.請負業者賠償責任保険」の支払限度額については、入札参加者に提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	事業契約書（案）	54	別紙3	第2	1	施設賠償責任保険	施設を引渡し後に開業準備業務を行う場合、当該保険期間の起算が供用開始後となっておりますが、引き渡し後の開業準備開始日から設定してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。起算を前倒しすることは問題ございません。
182	事業契約書（案）	54	別紙3	第2	2	請負業者賠償責任保険	施設を引渡し後に開業準備業務を行う場合、当該保険期間の起算が供用開始後となっておりますが、引き渡し後の開業準備開始日から設定してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。起算を前倒しすることは問題ございません。
183	事業契約書（案）	56	別紙4	1	D	事業費の構成	統括管理業務に係る費用はSPC設立後から発生する理解ですが、SPC設立から引渡しまでに発生した当該費用は、「D_統括管理業務に係る費用」ではなく、「A_施設整備業務に係る費用」及び「B_開業準備業務に係る費用」にそれぞれ含まれる理解で宜しいでしょうか。	事業費D（統括管理業務に係る費用）については、統括管理業務の業務期間（契約締結日～令和24年3月31日）において支払いが行われます。SPC設立から引渡しまでに発生した当該費用は、事業費Dの対象となります。
184	事業契約書（案）	57	別紙4	2	(2)	①支払方法（ア）前払い	前払金の申請要項等があれば開示お願いいたします。	「富山県土木建築工事費の前金払取扱規則」は富山県法規集で参照可能です。
185	事業契約書（案）	57	別紙4	2	(2)	①支払方法（ア）前払い	本事業契約が解除された場合には、解除された年度において受領した前払金を直ちに貴県へ返還することとされておりますが、当該年度において出来高が発生している場合には、当該出来高を控除した金額を返還することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書（案）第85条第1項における出来形部分の支払いと相殺して返還していただけます。
186	事業契約書（案）	58	別紙4	2	(4)	①支払方法	事業者の設置に伴う費用については、事業費D（統括管理業務に係る費用）として、令和6年度の第4四半期相当分として貴県に請求してよいと考えてよろしいでしょうか。	事業費D（統括管理業務に係る費用）については、統括管理業務の業務期間（契約締結日～令和24年3月31日）において支払いが行われます。契約締結日以降の各支払対象期間において、事業者は支払いを請求することができます。
187	事業契約書（案）	58	別紙4	2	(2)	②支払手続（イ）出来高払い	出来高支払いも前払金と同様に、請求書を受領してから14日以内に出来高を支払うことにしていただけないでしょうか。	質問No.189の回答をご参照ください。
188	事業契約書（案）	58	別紙4	2	(2)	②支払手続（イ）出来高払い	各年度の出来高払いは、各年度の3月末までに県から事業者への支払いが可能のように、各年度末の中間確認のスケジュールを設定いただけないでしょうか。	県が各年度末に実施する建設業務の中間確認の具体的なスケジュールについては、事業者と協議の上定めます。
189	事業契約書（案）	58	別紙4	2	(2)②(イ)	事業費A-2（建設業務に係る費用）	「県は適正な請求書を受領してから40日以内に当該出来高を支払う」と記載されておりますが、「30日以内」にお支払頂きたくご検討をお願いできますでしょうか。	30日以内とします。
190	事業契約書（案）	58	別紙4	2	(3)②	事業費B（開業準備業務に係る費用）	「県は適正な請求書を受領してから40日以内に支払う」と記載されておりますが、「30日以内」にお支払頂きたくご検討をお願いできますでしょうか。	30日以内とします。
191	事業契約書（案）	58	別紙4	2	(4)	事業費C、D（維持管理・運営業務、統括管理業務に係る費用）	統括管理業務に係る費用はSPC設立後から発生する理解ですが、SPC設立から引渡しまでに発生した当該費用についても、SPC設立後から四半期毎に支払われる理解で宜しいでしょうか。	質問No.183の回答をご参照ください。
192	事業契約書（案）	58	別紙4	2	(4)①	事業費C、D（維持管理・運営業務、統括管理業務に係る費用）	各四半期の支払いにおいて端数が生じた場合、当該端数は最終回で調整すればよろしいでしょうか。	事業費C、Dについては、事業契約書（案）別紙4.2(6)において定めた支払予定額に基づいて支払いが行われます。端数が生じる場合の支払方法については、提案をもとに協議の上定めます。

①番号	②資料名	③頁数	④	⑤	⑥	⑦項目名	⑧質問	⑨回答
193	事業契約書（案）	59	別紙4	2	(4)	③光熱水費について	光熱水費の設定以降、物価上昇等で大幅に光熱水費が上がった場合は、光熱水費の改定について協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。実績に基づき新たに設定された事業費Cの光熱水費に係る費用について、事業契約書（案）別紙4.3(2)に記載のとおり、物価変動に伴う改定のルールを示しています。なお、光熱水費に係る費用の改定に使用する指標は、県と事業者の協議により定めるものとします。
194	事業契約書（案）	59	別紙4	2	(5)	支払限度額について	令和6年度の支払限度額について、事業費Aに対し金額が設定されておりますが、当該期間で想定される施設整備業務は事前調査業務及び基本設計程度です。別紙4には明記されておりませんが、事前調査業務及び基本設計業務について、令和6年度の出来高に応じて貴県に費用を請求してもよろしいでしょうか。	事業契約書（案）別紙4.2(5)に記載の令和6年度の支払限度額の範囲内において、出来高払いを請求することができます。
195	事業契約書（案）	59	別紙4	2	(5)	支払限度額について	事業者の設置に伴う費用を、事業費Aに含めていただき、令和6年度中に費用をお支払いいただけますでしょうか。	SPCの設置等に係る費用については、事業費D（統括管理業務に係る費用）に含まれ、統括管理業務の業務期間（契約締結日～令和24年3月31日）において支払いが行われます。なお、事業契約書（案）別紙4.2(5)の支払限度額の表現については、事業費Aに限定されない形に修正を行います。
196	事業契約書（案）	59	別紙4	2	(4)②	事業費C、D（維持管理・運営業務、統括管理業務に係る費用	「県は適正な請求書を受領してから40日以内に支払う」と記載されておりますが、「30日以内」にお支払頂きたいご検討をお願いします。	30日以内とします。
197	事業契約書（案）	59	別紙4	2	(4)③	光熱水費について	各四半期の支払いにおいて端数が生じた場合、当該端数は最終回で調整すればよろしいでしょうか。	光熱水費に係る費用については、当初4か年度分は実費精算、令和13年度以降は新たに設定された事業費Cの光熱水費について、各事業年度の金額を四半期ごとに年4回に分けて支払いが行われます。端数が生じる場合の支払方法については、提案をもとに協議の上定めます。
198	事業契約書（案）	59	別紙4	2	(4)	事業費C、D（維持管理・運営業務、統括管理業務に係る費用 ③光熱水費について	「令和13年度以降は、維持管理・運営業務の業務期間開始から令和12年9月までの期間における実績に基づき、県と事業者の協議により金額及び支払方法について定めて、事業費Cの光熱水費として新たに設定する。」とありますが、ご存知の通り昨今光熱水費は大幅に値上がり傾向がございます。こちらの改定につきましては、物価変動を加味した上で、年度協定等で毎年改定を行っていただけるとの認識で齟齬はないでしょうか。	実績に基づき新たに設定された事業費Cの光熱水費に係る費用について、事業契約書（案）別紙4.3(2)に記載のとおり、物価変動に伴う毎年度事の変更のルールを示しています。なお、光熱水費に係る費用の改定に使用する指標は、県と事業者の協議により定めるものとします。
199	事業契約書（案）	60	別紙4	3	(1)	物価変動に伴う事業費の改定	「日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により」と記載があるが、地震等の局地的な影響も考えられるので、全国規模ではなく、地域ごとの変動を鑑みるべきと考える。貴県の見解をご教示願いたい。	日本国外における変動を考慮しないという趣旨の規定であり、地域ごとの変動を考慮する可能性を排除するものではありません。地域ごとの変動を示す指標等について事業者の提案を受け付けるものとします。
200	事業契約書（案）	60	別紙4	3	(1)	物価変動に伴う事業費の改定	日本PFI・PPP協会より内閣府に対し「物価変動による改定の初回起算日は、「債務負担行為設定日」又は「入札公告日（公募公告日）」とする」と並びに「物価変動による改定に際し、現在PFI事業契約に規定されている事業者負担（1.0%又は1.5%）をゼロとする」ことが提言されている。 改定に伴う初回基準日が事業契約日であること、又改定に伴う足切りが1.5%となっていることについて、貴県の見解をご教示願いたい。	初回起算日については、「入札書等及び提案書の受付締切日」としてあります。事業者負担については、1.5%の条件を設定しています。原案のとおりとします。
201	事業契約書（案）	60	別紙4	3	(1)	①改定に用いる指標	指標については事業者の提案を踏まえることとありますが、例えば建設物価調査会の「建設物価指標月報」等を用いることも可能と考えてよろしいでしょうか。	物価変動に伴う事業費の改定において使用する指標として、妥当性のある根拠とともに事業者よりご提案いただき、県と事業者の協議により指標を変更する場合がございます。
202	事業契約書（案）	60	別紙4	3	(1)	②改定方法	物価変動が1000分の15を超え適用になった時、当該費用の1000分の15を超える額ではなく物価変動額の全額を対象としていただけないでしょうか。	質問No.200の回答をご参照ください。
203	事業契約書（案）	60	別紙4	3	(1)	②改定方法	Q：改定前の指標について、初回は入札書等及び提案書の受付締切日が属する月とされておりますが、入札書等の提出締切日においても貴県が予算設定をされてから5か月が経過し、その間の物価変動も無視できない状況となっております。そのため、初回の指標は「入札公告が公表された日が属する月」の指標としていただけませんかでしょうか。	質問No.200の回答をご参照ください。
204	事業契約書（案）	60	別紙4	3	(1)	②改定方法オ	物価変動の再請求は、初回請求の6ヶ月後の請求を可能としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

①番号	②資料名	③頁数	④	⑤	⑥	⑦項目名	⑧質問	⑨回答
205	事業契約書（案）	61	別紙4	3	(2)	事業費B,C,D（開業準備業務、維持管理・運營業務、統括管理業に係る費用） ①改定に用いる指標	維持管理業務のうち光熱水費に係る費用において、『（兼と事業の協議により定める）』とありますが、この表記ですと基準なく、協議するようにも読み取れます。どの指標を基にするのか記載ください。	光熱水費に係る費用については、維持管理・運營業務の業務期間開始から令和12年9月までの期間における実績に基づき、県と事業者の協議により金額及び支払方法について定めて、事業費Cの光熱水費として新たに設定します。その後の改定条件において使用する指標についても、上記の設定時において協議により定めることとしています。
206	事業契約書（案）	62	別紙4	3	(2)	事業費B,C,D（開業準備業務、維持管理・運營業務、統括管理業に係る費用） ②改定方法	表内計算方法において、（ $P_1 < Q_1$ の場合）の計算式は、事業者側にとって非常に不利な計算式になっていると理解します。ご説明いただければと思います。	誤記となります。 $P_1 < Q_1$ の場合の計算式について、正しくは0.015を加算しますので、修正いたします。
207	事業契約書（案）	62	別紙4	3	(2)	物価変動に伴う事業費の改定	事業費B、C、Dの改定方法において、（ $P_1 < Q_1$ の場合）場合の算出方法は、誤記ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。質問No.206の回答をご参照ください。
208	事業契約書（案）	63	別紙5	1		不可抗力の定義	不可抗力の具体例として、新型コロナウイルスのような「疫病」も加えていただきたい。	事業契約書（案）別紙5.1.不可抗力の定義(3)その他において、「疫病」の記載があります。
209	事業契約書（案）	63	別紙5	1	(3)	不可抗力の定義	先般のコロナ感染症のような疫病が発生した場合、コロナ感染症は不可抗力の疫病という扱いになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	事業契約書（案）	63	別紙5	1	(3)	不可抗力の定義	(3) その他の「疫病」は、2類感染症は含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	事業契約書（案）	64	別紙5	3	(1)	不可抗力時による施設整備業務に関する損害分担	不可抗力による損害において、天災、人偽的事象及びその他で記載がありますが、ここで記載されています事項における事業者の負担があるのは、例え1%であろうと厳しいと考えます。再検討いただけませんか。	原案のとおりとします。